

介護老人保健施設 ひむか苑  
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書  
(令和6年6月1日現在)

1. 事業者の概要

法人種別・事業者名称	一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団
主たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市大字小松 1119 番地
代表者名	代表理事 大野 順子
設立年月日	昭和 26 年 8 月 4 日 (財団法人)
電話	0985-47-3744
ファックス	0985-47-5202
ホームページアドレス	<a href="http://www.reha.junwakai.com/">http://www.reha.junwakai.com/</a>

2. 事業所の概要

(1) 施設の名称等

事業者名称	介護老人保健施設 ひむか苑
事務所の所在地	宮崎県宮崎市大字小松 1158 番地
介護保険事業者番号	4 5 5 0 1 8 0 0 9 7
管理者の氏名	野津原 勝
電話	0985-47-3434
ファックス	0985-47-5376
ホームページアドレス	<a href="http://www.himukaen.junwakai.com/">http://www.himukaen.junwakai.com/</a>

(2) 施設内で合わせて実施する事業

事業の種類	事業者番号	定員等
入所サービス	4 5 5 0 1 8 0 0 9 7	132 人
短期入所療養介護	4 5 5 0 1 8 0 0 9 7	
介護予防短期入所療養介護	4 5 5 0 1 8 0 0 9 7	
通所リハビリテーション	4 5 5 0 1 8 0 0 9 7	45 人
介護予防通所リハビリテーション	4 5 5 0 1 8 0 0 9 7	45 人

3. 事業所の目的と運営の方針

【目的】 一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団が開設する介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、心身に障害を持つ人々の全人的復権を理念として、単なる機能回復訓練だけでなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すことを目的とします。

**【方針】** 事業所の従業者は、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問サービス」という）を行い、要介護者等の心身機能の維持回復を図り、家庭や社会への参加を目指すものとします。

訪問サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

#### 4. サービス内容

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

**【身体機能】** 関節拘縮の予防、筋力・体力の維持、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導

**【日常生活】** 歩行練習（屋内・屋外）、基本動作訓練（寝返り・起き上がり・移乗動作等）  
日常生活活動訓練（食事・更衣・入浴・トイレ活動等）

**【家族支援】** 歩行練習（屋内・屋外での介助方法の検討、指導等）、福祉用具・自助具の提案、住宅改修に関する助言

#### 5. 職員体制の概要

	員 数	業 務 内 容
医師(管理者)	1 以上(施設兼務)	職員・業務の管理を役責者とともに行う。また、職員と共同し通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者の健康状態等を把握する。
理学療法士・作業療法士	理学療法士・作業療法士 1 以上 (施設兼務)	心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて適切なりハビリテーションを計画的に行う。

#### 6. 通常の実施地域

実施地域	宮崎市内で事業所から片道 10Km 圏内とする
------	-------------------------

#### 7. 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

#### 8. 利用料その他の費用と支払方法

- (1) 別紙「介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション サービス説明書」に定める料金を請求させていただきます。
- (2) 介護報酬改定による利用料の変更、消費税率の変更や社会情勢の変化による保険料自己負担以外の利用料の変更については、変更後の利用料等を記載した、別紙「介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス説明書」をもって説明・同意を得ることができるものとします。
- (3) 訪問サービスに必要な物品の提供に係る費用は、実費負担とさせていただきます。
- (4) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、利用料の3割に相当するキャンセル料を徴収させていただきます。ただし、急変等緊急を要し、やむを得ない事情がある場合この限りではありません。
- (5) 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得たうえで、徴収させていただきます。
- (6) 支払方法は、口座振替のみとさせていただきます。口座振替申込書に必要事項をご記入の上、各金融機関に提出後、控えを事務所にご提出ください。
- (7) サービス実施月の翌月15日迄に請求書を発行いたします。振替日は、サービス実施月の翌月22日(当日が金融機関休業日の場合、翌営業日)となります。振替結果の確認後、振替月の翌月15日迄に領収書発行いたします。

#### 9. 介護保険被保険者証の確認等

利用の申込みにあたり、介護保険被保険者証の確認をさせていただきます。それ以降は、毎月の提示をお願いいたします。また、介護保険被保険者証、健康保険証等に変更があった場合は、至急提示をお願いいたします。

#### 10. 利用者からの解除

利用者は、事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく訪問サービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者は、速やかに事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他費用を事業所にお支払いいただきます。

#### 11. 事業所からの解除

事業所は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく訪問サービス利用を解除・終了することができます。

- ・ 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ・ 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ・ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な訪問サービスの提供を超えると判断された場合
- ・ 利用者が、事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は

反社会的行為を行った場合

- ・ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業所からサービスを提供できない場合
- ・ 利用者が、別紙「介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス説明書」に記載する利用料金を3ヶ月以上滞納し、利用者及び保証人に対しその支払を督促したにもかかわらず、14日間以内に支払われない場合

## 12. 記録

事業所は、利用者の訪問サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。また、事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（保証人、代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

## 13. 個人情報に関する基本方針

一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の重大な責務と考えます。法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

- ・ 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託
  - ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
  - ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得るものとします。
  - ③ 法人が委託する医療、介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省のガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。
- ・ 個人情報の安全確保の措置
  - ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則等を整備し、必要な教育を継続します。
  - ② 個人情報の不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は毀損の予防及び是正のため、法人内において規則等を整備し、安全対策を努めます。
- ・ 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の対応
  - ① 法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報保護窓口（電話 0985-47-3434）までお問い合わせください。

- ・ 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応に努めます。

#### ・ 個人情報の利用目的

事業所では、個人情報保護法及びご利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」は以下の通りとします。

- (1) 事業所が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求業務
- (3) 介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 公租公課充当、会計・経理・請求のための事務
  - ・ 介護事故、緊急時の報告
  - ・ 利用者の福祉向上のための情報提供
  - ・ 居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
  - ・ その他の業務委託
  - ・ ご家族等への心身の状況説明
- (4) 介護保険事務のうち
  - ・ 保険事務の委託（一部委託を含む）
  - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (5) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(上記以外での利用目的)

- (1) 事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 事業所等において行われる学生等の実習への協力
  - ・ 事業所における事例研究等
- (2) 他の事業者等への情報提供
  - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

※ 予め利用者本人の同意を得ず、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

#### 14. 緊急時の対応

サービス提供中に緊急の対応が必要になった場合、管理者に連絡するとともに、主治医・ご家族・居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

#### 15. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に関する経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

#### 16. 要望又は苦情等の申出

事業所には支援相談の専門員として支援相談員を配置しております。要望や苦情などがございましたら、

支援相談員にお話し下さい。速やかに対応いたします。また、「宮崎市介護保険課」、「宮崎県国保連合会」でも相談・苦情を受け付けています。介護保険証記載の市町村介護保険担当係にご相談ください。

#### 17. 賠償責任

訪問サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は速やかに損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して相当と認められるときに限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。また、利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者・保証人は、連帯して事業所に対してその損害を賠償するものとします。

**介護老人保健施設 ひむか苑**  
**訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス説明書**

利用料金

(1) 介護報酬に関わる利用料(負担割合が1割の場合)

項目		金額
訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	訪問リハビリテーション費(1回につき)	308 円/回
	短期集中リハビリテーション実施加算 *介護保険認定日又は退院(退所)日から3か月以内	200 円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円/日
	リハビリテーションマネジメント加算イ	180 円/月
	リハビリテーションマネジメント加算ロ	213 円/月
	リハビリテーションマネジメント加算(医師による説明)	270 円/月
	移行支援加算	17 円/日
	退院時共同指導加算	600 円/回
	サービス提供体制強化加算(I)	6 円/回
	介護予防訪問リハビリテーションサービス費	307 円/回
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	短期集中リハビリテーション実施加算 *介護保険認定日又は退院(退所)日から3か月以内	200 円/日
	移行支援加算	17 円/日
	退院時共同指導加算	600 円/回
	サービス提供体制強化加算(I)	6 円/回

(2) その他の利用料

項目		金額
共 通	区域外交通費 (実施区域(事業所から10Km圏内)を超える地点から、サービス提供地点までの往復の距離にて算定)	20 円/1Km

**介護老人保健施設 ひむか苑**

**訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用同意書**

介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスを利用するにあたり、「介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書」および「介護老人保健施設ひむか苑 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス説明書」を受領し、これらの内容に関して担当者( )による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

事業所管理者 殿

《利用者》

住所 〒 —

氏名

印

《保証人(利用者との関係: )》

住所 〒 —

氏名

印

電話番号 ( )

《代理人(利用者との関係: )》

住所 〒 —

氏名

印

電話番号 ( )

【緊急時連絡先 1 (文書および請求書の送付先)】	氏名	(続柄: )	
	住所	〒	
	電話番号	(自宅)	(携帯)
【緊急時連絡先 2】	氏名	(続柄: )	
	住所	〒	
	電話番号	(自宅)	(携帯)